第 10 号様式（その２）

申請者	
作成者氏名	
作成者連絡先	

逗子市重点対策加速化事業費補助金実績報告書・個票（チェックリスト）

【自家消費型太陽光発電設備・蓄電池（自己所有型（家庭用・事業用））】

【基本情報】

設置場所（住所）	逗子市 ※ 逗子市以降を記入してください。		
完成日[1]	年　　月　　日		
自家消費型太陽光発電設備			
合計出力[2]			kW
用途の別	家庭用　・　事業用		
蓄電池（蓄電池を設置した場合のみ記載）			
蓄電容量[3]			kWh
交付金額			
補助対象経費（税抜）	太陽光発電設備		円
	蓄電池		円
補助金申請額	太陽光発電設備[4]		千円
	蓄電池		千円
	合計		千円

[1] 支払日（領収日）と工事完了日のいずれか遅い方を記入してください。なお、工事完了日を記入する場合、保証書等、工事が終了した日が分かる書類を添付してください。

[2] 太陽光モジュールにおける JIS 等に基づく公称最大出力の合計値と、パワーコンディショナーの定格規格の合計値の低い方の値を小数点第１位まで記入してください（例：4.1kW）。

[3] 小数点第１位まで記入してください（例：9.8kWh）。

[4] kW 単位で小数点以下を切り捨てた出力合計と要綱に規定する交付金額を乗じた額を記入してください。

【チェックリスト】※チェックリスト中、発電した電力量のうち消費した電力量の割合（自家消費割合）について、必ず記入してください。

（太陽光発電設備）

1	□	本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
2	□	FITの認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。
3	□	電気事業法第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
4	□	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。
5	□	地域住民や本市と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
6	□	関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
7	□	防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
8	□	一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。
9	□	20kW以上の太陽光発電設備の場合、設備形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
10	□	電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
11	□	設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
12	□	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

<table>
<tr><td>13</td><td>□</td><td>防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</td></tr>
<tr><td>14</td><td>□</td><td>交付対象設備を処分する際は、関係法令（本市条例を含む。）の規定を遵守すること。</td></tr>
<tr><td>15</td><td>□</td><td>１０kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。</td></tr>
<tr><td>16</td><td>□</td><td>１０kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。</td></tr>
<tr><td>17</td><td>□</td><td>対象機器の導入後、発電した電力のうち、家庭用は30%以上自家消費すること。事業用は※50%以上自家消費すること。（※ただし、30%以上を自家消費し、残りを神奈川県内で消費することも可能。）</td></tr>
<tr><td>18</td><td>□</td><td>・導入後の実績数値を以下の計算式に記載し、自家消費率が達成していること。
<table><tr><td>再エネ発電設備で
発電して消費した電力量</td><td></td><td>再エネ発電設備で
発電する電力量</td><td></td><td>割合</td></tr><tr><td>kWh</td><td>÷</td><td>kWh</td><td>＝</td><td>%</td></tr></table>・実績報告書提出時に、上記数値が記載できない場合にはその理由を記載すること。
理由〔　　〕</td></tr>
<tr><td>19</td><td>□</td><td>自家消費率が達成していることを確認するため、市から発電電力量や使用電力量の記録資料の提出等を求めることがあった際は、すみやかに応じること。（設置導入後、複数年間の期間が対象となる。）</td></tr>
<tr><td>20</td><td>□</td><td>需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備を設置した場合、自営線により発電した電力を当該需要家に供給して消費すること。</td></tr>
</table>

21	□	設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。
22	□	法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。

（蓄電池）　※蓄電池を設置した場合のみチェックすること。

1	□	原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
2	□	停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
3	□	家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。
4	□	蓄電池部（初期実効容量１．０kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。管理するための番号が付与されていること。
5	□	初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。
6	□	JISC8715-2又はIEC62619の規格を満足すること。
7	□	リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、JISC4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJISC4412適用の猶予期間中は、JISC4412-1若しくはJISC4412-2の規格も可とする。
8	□	リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、蓄電容量１０kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。
9	□	メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が１０年以上の蓄電システムであること。
10	□	設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。
11	□	法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

このほか、蓄電池の仕様が分かる資料（写しも可）及び、施工前後の写真を添付すること。